

文教委員会資料②

2 陳情の審査

(2) 陳情第150号 わくわくプラザ事業及び自主学童保育の検証に関する陳情

資 料 陳情第150号 わくわくプラザ事業及び自主学童保育の検証に関する陳情に
ついて

こども未来局

(令和4年12月9日)

陳情第150号 わくわくプラザ事業及び自主学童保育の検証に関する陳情について

1 わくわくプラザ事業実施までの経緯

- 昭和37年留守家庭児事業開始
- 平成11年に待機児童解消のため川崎市青少年問題協議会から、意見具申がされ、わくわくプラザ事業の推進を図る
- 平成12年度から各区1か所計7か所でモデル実施
- 平成15年4月から全市立小学校114か所で実施
- 平成18年度から指定管理者制度の導入に伴い、指定管理者等が運営
- 平成20年2月から子育て支援・わくわくプラザ事業開始

2 わくわくプラザ事業内容

全ての児童が通い慣れている小学校施設を活用し、生活の場として安らげる時間と空間を確保するとともに、地域の人々との関わりを求め、心から遊び等を楽しみ、児童も大人も共に生き、共に育ち合う場を作ることにより、豊かな生活体験を通して、生きる力、創造性豊かな心、共感する心を育むよう支援することを目的として、国の「新・放課後子供総合プラン」に基づき、「放課後児童健全育成事業」と「放課後子供教室」を一体的に実施。

開設場所：市内小学校114校のわくわくプラザ室等

開設時間：平日は放課後～18時 土曜日8時30分～18時 長期休業日等8時～18時

対象者：当該小学校区に在住する全ての児童

3 放課後児童健全育成事業とは

事業概要

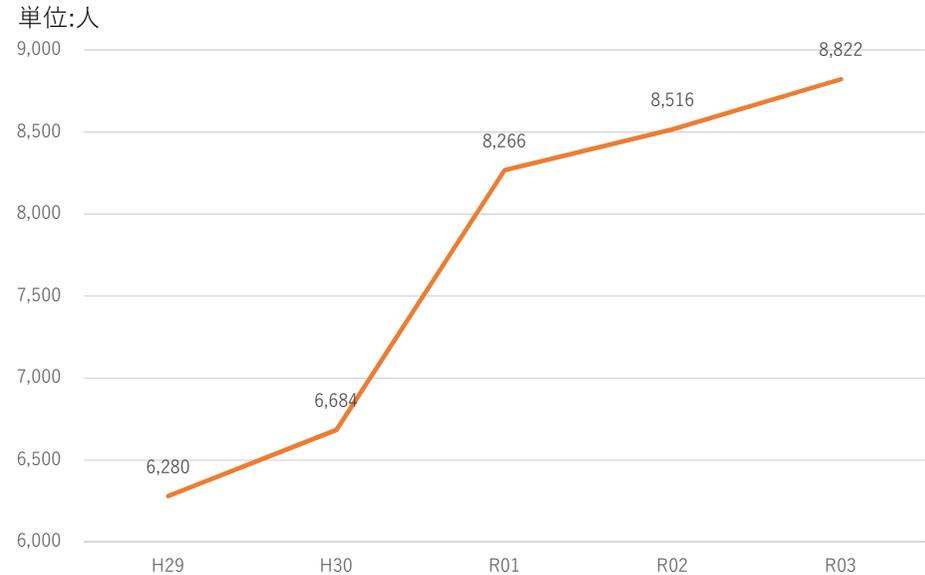
児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るもの。

面積及び職員配置基準

わくわくプラザ事業で実施している放課後児童健全育成事業は国の基準に基づいた「川崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例」（以下「基準条例」という。）を遵守して実施している。面積及び職員配置について次のとおり。

- ・専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65㎡以上でなければならない。
- ・放課後児童支援員の数は、支援の単位※ごとに2人以上とする。
※支援単位とはおおむね40名以下の児童集団のことをいう。

基準条例で面積基準の規定がある児童数の推移



4 わくわくプラザの検証について

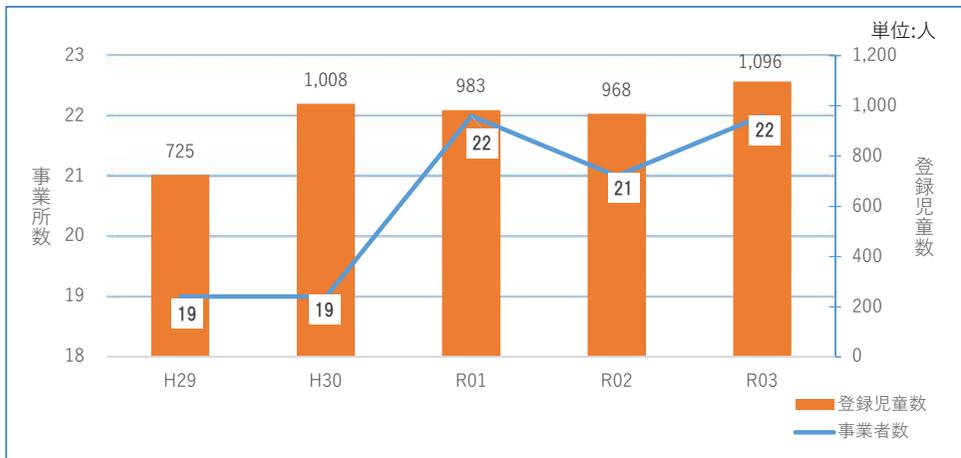
- わくわくプラザでは基準条例で面積基準の規定がある児童1人に対して1.65㎡以上となるように、プラザ室の他に教室等を確保し、その他にも放課後子供教室用の教室も確保。
- 日々の利用人数を過去の実績等から推計し、利用児童40人に対して2人以上となるよう職員を配置。
- 保護者や児童のニーズを把握し、わくわくプラザ事業の充実を図るために、2年に1度、利用者満足度調査を実施。
これまでの結果(10点満点)
平成27年度：7.3
平成29年度：7.3
令和元年度：7.6
令和3年度：7.5
- 保護者のニーズに対しては次のような取組を実施
 - ・子育て支援・わくわくプラザ事業の開始(平成20年2月から)
 - ・学習タイムの導入(令和元年4月から)
 - ・長期休業期間の開室時間の前倒し(令和元年4月から)
 - ・メール配信サービス開始(令和元年4月から)

陳情第150号 わくわくプラザ事業及び自主学童保育の検証に関する陳情について

5 民間放課後児童健全育成事業の現状

- 国・都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を市町村長に届け出て、放課後児童健全育成事業を行うことができる。
- 児童福祉法の規定に基づき本市に届出をしている事業所は令和3年4月1日時点で22事業所（令和4年4月1日時点では24事業所）。
- 上記事業所のうち運営しているのが株式会社等が11事業所、運営委員会が6事業所、一般社団法人が2事業所、NPO法人が3事業所、社会福祉法人が1事業所、任意団体が1事業所となっている。

本市における民間届出事業所数と登録児童数の推移



6 民間届出事業者への支援の状況について

- ・職員が新型コロナウイルス感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくために必要な経費、感染拡大の防止対策を図るために必要な経費等に対する補助金の交付
- ・下水道使用料の減免措置及び当該施設の廃棄物における社会福祉関係施設等に係る事業系一般廃棄物収集認定による支援
- ・神奈川県や本市で実施している職員向け研修や事業運営に係る情報提供
- ・市HPや子育てガイドブック等による広報支援
- ・地域社会全体で子ども・若者を見守り、支えるしくみづくりという観点から、「地域子ども・子育て活動支援助成事業」において、毎年、交付希望団体を募り、選定された団体に対し、地域交流等に取り組む放課後児童クラブを含めた補助金の交付

7 民間届出事業者への補助金の交付の状況 ※令和4年11月時点

	交付している	交付していない
政令市	16※1	4
特別区	12	11

※1 交付要綱を制定し予算計上もしているが、届出している事業所がないため交付していない1自治体、委託料として支出している1自治体を含む。

補助金を交付している他自治体の状況

- 他自治体で規定している主な交付条件
 - ・株式会社等の営利団体ではないこと
 - ・待機児童が発生している地域、公設のクラブが狭隘化している地域
 - ・申請時点で登録児童数が一定数以上いること
- 他都市予算額の状況（令和4年度）
 - 政令市：9事業所7,300万円から22事業所31億4,000万円
 - 特別区：2事業所2,300万円から71事業所11億円
- 本市で24事業所に補助金を交付した場合の試算
 - 約1億4,500万円
 - ※補助金の内容は基本的な運営部分のみで試算
 - ※開所日数は250日と想定
 - ※他の長時間開所加算、障害児受入推進事業、キャリアアップ処遇改善加算、放課後児童支援員等処遇改善加算などは加えていない
- 交付していない他自治体の状況
 - 交付していないと回答した政令市及び特別区の主な理由としては届出事業者がいないもしくは市町村子ども・子育て支援事業計画に位置付けていないため。

8 補助金の交付の妥当性について

民間届出事業者の事業内容は、国の子ども・子育て支援交付金の補助対象である「放課後児童健全育成事業」と合致しますが、当該補助金の交付要綱において交付対象要件として、市町村子ども・子育て支援事業計画への位置付けが必要になります。

本市では子ども・子育て支援交付金を活用しながら放課後児童健全育成事業を実施していくこととしており、わくわくプラザ事業において「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」における量の見込みに対応できることから、民間の放課後児童健全育成事業をプランに位置付けておりませんので民間届出事業者へ補助金の交付はしていません。